

8-3-3 契約のあり方専門委員会

1. 専門委員会の活動内容

(1) 位置づけ

当専門委員会は、契約の考え方、契約の構成、契約の種類、法的整理など、契約のあり方全般に関する調査研究を行う専門委員会である。

協会内での様々な検討結果に基づき、協会内での情報共有を図るとともに発注者との共通認識を持つことを目的として活動を行った。

(2) 活動形態・テーマ

原則毎月1回専門委員会を開催し、他の委員会や支部と協働しつつ契約に係る下記案件について検討を行った。

- a) 国土交通省との勉強会の実施
- b) 契約のあり方講習会の開催
- c) 適切な契約約款のあり方・内容、および著作権に関する検討
- d) RCCM 自主学習システム教材の内容確認

(3) 活動内容

a) 国土交通省との勉強会の実施

土木設計業務の契約等に関する従前からの課題(著作権、損害賠償責任のあり方、準委任契約の扱いなど)について、国土交通省(建設振興課、技術調査課)と建設コンサルタンツ協会(当専門委員会)とで継続的な議論を行い、各課題の明確化、解決の方向性について両方で共通認識を得ることを目的とした勉強会を令和2年度に開始し、令和7年度までに11回実施した。

b) 契約のあり方講習会の開催

例年「土木設計と法的問題」等をテーマに講習会を開催し、大森 文彦 弁護士を講師に招きご講演をいただいている。令和2、3年度はコロナ禍により開催を中止したが、令和4年度以降は対面・ウェビナー併用方式での開催とし、令和7年度も2回(内容は同じ)開催した。

c) 適切な契約約款のあり方・内容、および著作権に関する検討

現在の公共土木設計業務等標準委託契約約款(以下、標準約款)では、結果に対して報酬を与

えることを約束する「請負」契約と、プロセスそのものに対する責任を負う「準委任」契約の考え方が混在している。

建設コンサルタント業務は、設計ミスが発生すると高額な損害賠償請求がなされることも少なくなく、一部の設計業務成果の過失に対し無限責任を課されると、建設コンサルタント業務が持続可能なビジネスとして成立しない可能性があるため、標準約款の見直しが必要である。

協会としては、国土交通省との勉強会等を通して損害賠償責任の上限設定、契約類型的に準委任型契約とする働きかけを継続していく。

また、令和2年の改正民法施行に伴う標準約款改正では、著作権に関する条文は一切改正されず、成果引渡し時に受注者の著作権を発注者に無償で譲渡する規定となっており、建設コンサルタントの知的財産に関する条文上の手当てが欠如しており、見直しが必要である。なお、令和6年度の品確法改正において、一部の著作権は受注者へ留保されることが明記されたが、まだまだ不十分であるため、引き続き国土交通省との勉強会等を通して、次期標準約款改正に向けた働きかけを継続していく。

d) RCCM 自主学習システム教材の内容確認

RCCM 更新対象者の自主学習システムの管理一般分野「建設コンサルタントの著作権」について、教材・演習問題の内容確認及び一部改訂を行った。

2. 主な活動の記録

(1) 専門委員会の開催

- ・専門委員会を10回開催

(2) 国土交通省との勉強会題材の実態(事例)調査

- ・国内における損害賠償責任のあり方に関する実態(事例)調査を実施

(3) 国土交通省との勉強会を実施

- ・第11回(令和7年7月23日)

(4) 契約のあり方講習会を開催(2回)

- ・第1回(令和7年10月10日)
- ・第2回(令和7年12月1日)

(契約のあり方専門委員会委員長 工藤 利幸)